スマレジ免税リファンドサービス利用規約（加盟店用）

本規約は、株式会社スマレジ（以下「スマレジ」といいます。）及び株式会社スマレジペイメント（以下「スマレジペイメント」といい、スマレジと併せて「当社ら」といいます。）が共同して提供する「スマレジ免税リファンドサービス」（名称は変更されることがあります。以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を、本サービスを利用する事業者（以下「加盟店」といいます。）と当社らとの間で定めるものです。

第**1**条（定義）

本規約において用いる用語の意義は、別段の定めがある場合及び文脈上別異に解すべき場合を除き、次の各号に定めるところによります。

(1) 「リファンド方式」とは、輸出物品販売場における免税販売につき、販売時に消費税相当額を含めて代金を領収し、免税購入対象者の出国時における税関の持出確認等の所定の要件が充足された後に、消費税相当額を免税購入対象者に返金する方式の免税制度をいいます。

(2) 「輸出物品販売場」とは、消費税法に基づき、納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいいます。

(3) 「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法に定める非居住者であって、出入国管理及び難民認定法に基づき上陸の許可を得た外国人旅行者等をいいます。

(4) 「承認送受信事業者」とは、輸出物品販売場を経営する事業者のために、免税販売に係る購入記録情報を国税庁長官に提供し、国税庁長官から税関確認情報を受領すること（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）ができる者として、消費税法に基づき納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者をいいます。

(5) 「返金事業者」とは、加盟店の委託を受けて、リファンド方式に基づき免税購入対象者に対する消費税相当額の返金（以下「リファンド」といいます。）に係る事務を行う事業者をいいます。

(6) 「返金原資」とは、リファンドとして免税購入対象者に支払われるべき額をいい、消費税相当額（第8条第2項に基づき免税購入対象者が免税サービス利用料を負担する場合は、消費税相当額から当該免税サービス利用料相当額を控除した額）とします。

(7) 「資金移動業者」とは、資金決済に関する法律に基づき登録を受けた資金移動業者であって、本サービスにおいて免税購入対象者への送金（為替取引）を行う者をいいます。2026年11月1日時点における資金移動業者は、株式会社ネットスターズとします。

(8) 「購入記録情報」とは、消費税法及び関係法令に基づき国税庁長官に提供すべき免税購入対象者の旅券情報、購入品目情報その他の情報を記録した電磁的記録をいいます。

(9) 「スマレジPOS」とは、スマレジが提供するクラウドPOSサービス「スマレジ」をいいます。

(10) 「申込フォーム」とは、本サービスの利用申込みのために当社らが提供するウェブ上の申込画面その他の様式をいい、本サービスの経済条件その他の利用条件を含みます。

(11) 「個別規程」とは、本サービスに関して本規約とは別に当社らがウェブサイト上に掲示し又は加盟店に交付するガイドライン、ポリシー、マニュアル、料金表等の文書をいい、申込フォームを含みます。

第**2**条（本規約の適用及び変更）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する加盟店と当社らとの間の一切の関係に適用されます。
2. 本サービスは、加盟店がスマレジPOSを利用していることを利用の前提とします。
3. 本サービスは、加盟店が消費税法に基づく輸出物品販売場の許可を受けていることを利用の前提とします。加盟店は、当該許可を維持する責任を負うものとし、許可が失効し又は取り消された場合には直ちに当社らに通知するものとします。
4. 本サービスに関し、本規約とは別に個別規程がある場合、個別規程は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規程とで異なる定めがある場合は、当該部分について個別規程が優先して適用されるものとします。
5. 当社らは、本規約を随時変更することができるものとします。当社らは、本規約を変更する場合、1か月以上の予告期間をおいて、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社らのウェブサイトへの掲示又は電子メールの送信その他当社らが適当と判断する方法により加盟店に通知します。効力発生日以降に加盟店が本サービスを利用したときは、当社らは、加盟店が本規約の変更に同意したものとみなします。
6. スマレジが別途定める「スマレジ」サービス利用規約は、本サービスのうちスマレジが提供する部分について本規約と併せて適用されるものとします。本規約と当該利用規約とで異なる定めがある場合は、本サービスに関する限り本規約が優先して適用されるものとします。
7. 第6条第2項に定める資金移動業者による返金に関する加盟店と資金移動業者との間の関係については、本規約のほか資金移動業者が定める「Starpay-Tax Refund免税店規約及び特約」「StarPay-TaxRefundプライバシーポリシー」その他資金移動業者が本サービスにおける返金に関して加盟店に適用する条件（以下「資金移動業者規約」といいます。）が適用されます。加盟店は、資金移動業者規約の内容を確認し、これに同意した上で本サービスを利用するものとします。本規約と資金移動業者規約とで異なる定めがある場合、免税購入対象者への送金（為替取引）については資金移動業者規約が、その他の事項については本規約が優先して適用されるものとします。

第**3**条（当事者の役割）

1. 本サービスにおける当社らの主たる役割は、次のとおりです。
   (1) スマレジは、承認送受信事業者として、加盟店のために、購入記録情報の提供等を行うほか、本サービスに係るシステムの提供・運用及び加盟店向けサポートを行います。加えて、スマレジは、資金移動業者との契約に基づき、加盟店の代理人として、加盟店に関する情報の資金移動業者への届出を行うとともに、包括加盟店として、加盟店の管理及び指導監督を行うものとします。また、加盟店とスマレジとの間にPAYGATE包括加盟店契約がある場合において、免税購入対象者がクレジット又は銀聯によるリファンドを選択したときは、スマレジペイメントからの委託を受けてリファンドに係る事務を行います。
   (2) スマレジペイメントは、第6条第1項に定める場合において、返金事業者としてリファンドに係る事務を行います。また、資金移動業者と共同して、免税購入対象者からの問い合わせ対応その他免税購入対象者向けサポートを行います。
2. 第6条第2項に定める場合における免税購入対象者への送金（為替取引）は、資金移動業者が、資金決済に関する法律に基づきその責任において行います。

第**4**条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約及び申込フォームに記載された利用条件を承諾のうえ、申込フォームその他当社ら所定の方法により当社らに対して利用の申込みを行うものとします。
2. 本規約及び申込フォームに記載された利用条件を契約の内容とする本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、申込者が前項の申込みを行い、当社らがこれを承諾した時点で成立します。ただし、当社らは、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、前項の申込みを承諾せず、又は本サービスの提供を拒むことができるものとします。この場合、当社らは理由を説明する義務を負いません。
   (1) 申込みに際して当社らに提供した情報に虚偽、誤記又は不足があった場合
   (2) 輸出物品販売場の許可を受けていない場合又は当該許可を維持していないと当社らが判断した場合
   (3) 過去に本規約その他当社らとの契約に違反したことがある場合
   (4) 第16条に定める反社会的勢力等に該当すると当社らが判断した場合
   (5) 第16条の2第1項各号のいずれかに該当する場合
   (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産、民事再生、会社更生、その他の倒産手続の開始申立てがあった場合
   (7) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
   (8) 第三者より仮差押え、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
   (9) 合併によらない解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をした場合
   (10) その他当社らが不適切と判断した場合

第**5**条（加盟店の業務及び義務）

1. 加盟店は、本サービスを利用した免税販売にあたり、消費税法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する法令並びに本規約を遵守し、次の各号に掲げる業務を自らの責任において適切に行うものとします。
   (1) 免税購入対象者に該当するか否かの確認（旅券その他の本人確認書類の現認を含みます。）
   (2) 免税対象物品の適切な選別
   (3) スマレジPOSを用いた購入記録情報その他必要情報の正確な取得、入力及び保存
   (4) 免税購入対象者に対する、リファンドの方法その他必要事項を記載した案内資料の交付及び説明
   (5) その他リファンド方式に基づく免税販売に関し加盟店が行うべき業務
2. 加盟店が入力した情報の誤り（旅券番号、氏名等の誤りを含みます。）に起因して国税庁の免税販売管理システムへの提供が失敗し、又は税関の持出確認において免税が否認され、その結果リファンドが行われなかった場合であっても、当社らは一切の責任を負いません。

3. 加盟店は、消費税法その他の関係法令に従い、免税販売に係る購入記録情報その他の帳簿書類等を、法令に定める期間（免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）、自らの責任において保存するものとします。
4. 加盟店は、本サービスの利用に必要なコンピューター、通信機器、通信回線その他の環境を、自己の費用と責任において準備し維持するものとします。
5. 加盟店は、当社らが行うリファンドが専ら国税庁長官から受領した税関確認情報に基づいて行われる事務処理であって、当社らによるリファンドの実施の有無及びその内容が消費税法に基づく免税の成否そのものを決定し、証明し又は保証するものではないことを理解した上で、当社らに対し次条に定める事務を委託するものとします。

第**6**条（返金事務の委託及び債務引受け）

1. 加盟店とスマレジとの間にPAYGATE包括加盟店契約がある場合において、免税購入対象者がクレジット又は銀聯によるリファンドを選択したときは、加盟店は、免税購入対象者に対して返金原資を返金する事務を当社らに委託するものとします。この場合において、加盟店が負う免税購入対象者に対する返金原資の返金に係る債務（以下「免税還付金支払債務」といいます。）について、スマレジがカード会社に対して返金原資の返金を行ったときは、加盟店は、スマレジに対し、返金原資相当額を支払うものとします。なお、当社らは、スマレジが加盟店に引き渡すべき次回以後の立替払金から返金原資相当額を相殺する方法により加盟店から返金原資を回収することができるものとします。スマレジが加盟店から返金原資相当額を受領した時点で加盟店の免税還付金支払債務は、消滅するものとします。
2. 加盟店とスマレジとの間にPAYGATE包括加盟店契約がある場合において、免税購入対象者が前項以外の方法によるリファンドを選択したとき、及び加盟店とスマレジとの間にPAYGATE包括加盟店契約がない場合は、免税購入対象者の承諾を得て、資金移動業者が加盟店の免税還付金支払債務を免責的に引き受けるものとします。この場合、民法第472条の3の規定にかかわらず、資金移動業者は、当該引受けと同時に、加盟店に対し、返金原資相当額の事前求償権を取得するものとし、加盟店は、資金移動業者からの求償請求に応じて、第8条に定めるところにより、これを支払うものとします。この場合、当社らは資金移動業者との契約に基づき付与された代理受領権に基づき、加盟店から返金原資相当額の弁済を受領するものとし、加盟店が当社らにこれを支払った時点で、当該支払債務は消滅するものとします。
3. 前項にかかわらず、一の免税販売に係る消費税相当額が100万円を超える場合には、資金移動業者は、第二種資金移動業者として一回当たり100万円を超える送金（為替取引）を行うことができないため、当該免税販売は同項に定めるリファンドの対象とならず、資金移動業者による免税還付金支払債務の引受け及び送金は行われません。
4. 加盟店とスマレジとの間にPAYGATE包括加盟店契約がない場合において、当社らが加盟店の信用状態、債務の履行状況その他の事情を勘案して必要と判断したときは、加盟店に対し、当社らに対する債務を担保するため、当社らが相当と認める額の保証金の差入れ等を求めることができるものとします。加盟店がこれに応じない場合、当社らは、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとします。

第**7**条（返金処理）

1. 免税購入対象者に対する返金の対象となる決済手段の範囲、返金の方法、返金の時期、免税購入対象者に求められる手続（本人確認及び返金先情報の登録を含みます。）その他返金処理に関する事項は、当社らが別途定めるものとし、申込フォームその他個別規程において加盟店に提示するものとします。
2. 免税購入対象者が実際に返金原資を受領する時期は、カード会社、QRコード決済事業者、資金移動業者その他の関係事業者の処理に要する期間に依存するものであり、当社らはその時期を保証いたしません。
3. 加盟店は、第6条第3項に該当する免税販売を行う場合、免税購入対象者に対し、当該免税販売が第6条第2項に定めるリファンドの対象とならない旨を、販売時に説明するものとします。

第**7**条の**2**（本人確認情報の誤りに関するイレギュラー対応）

1. 本条は、免税購入対象者が加盟店に申告した旅券情報等の誤りにより、購入記録情報と税関確認情報との照合ができず、又は税関の持出確認が完了しない場合において、当社らが行うイレギュラー対応について定めるものです。
2. 当社らは、免税購入対象者その他の者から前項の事象に関する問合せを受けた場合、当社らが別途定める基準により、当該問合せが当該取引に係る免税購入対象者本人からのものであるか、及び本条に基づく対応の対象とすることが相当であるかを判断するものとします。加盟店は、当社らが当該基準に従って行った判断に異議を述べないものとし、当社らは、善意かつ当該基準に従って行った判断について責任を負いません。
3. 免税購入対象者が出国する前に前項の判断がなされた場合、加盟店は、当社らが加盟店に代わり、旅券情報その他の本人を特定するための情報の誤り（免税対象物品の金額及び課税区分に影響しないものに限ります。）を訂正し、当該訂正に係る購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに再送信することを、あらかじめ包括的に承諾し、これに必要な代理権を当社らに授与します。当社らは、当該訂正及び再送信につき加盟店の事前の個別の許可を要することなく、訂正を行った後、合理的な方法により加盟店にその事実を通知することで足りるものとします。
4. 免税購入対象者が出国した後に第2項の判断がなされた場合、当社らは、購入記録情報の訂正を行いません。この場合において、当社らは、当社らが相当と認めるときに限り、当該免税購入対象者に対し、消費税相当額の返金に代わる補填として、当該取引に係る返金相当額を任意に支払うことができるものとします。当該支払は、消費税法第8条第1項に基づく免税に係る返金ではなく、当社らの判断による任意の補填であり、当該取引が課税取引であることに影響を及ぼすものではありません。
5. 当社らが前項に基づく補填を行った場合、当社らは、当該補填に要した金額を、免税販売に係る返金原資の精算とは別に、加盟店に対して請求することができるものとし、加盟店は、当社らの請求に応じてこれを支払うものとします。
6. 加盟店は、本条に基づく補填が行われた取引を含め、免税が成立しない取引につき、これを免税売上げとして処理することなく、自らの判断と責任において消費税法その他の関係法令に基づく適切な申告及び経理処理を行うものとします。当社らは、当該処理について助言、確認又は保証を行うものではなく、これに起因して加盟店に生じた不利益について責任を負いません。

第**8**条（利用料、返金原資等の精算）

1. 加盟店は、本サービスの対価として、申込フォームその他個別規程に定める利用料（以下「免税サービス利用料」といいます。）を当社らに支払うものとします。免税サービス利用料の金額、料率、課金条件、最低金額等の詳細は、申込フォームその他個別規程に定めるところによります。
2. 加盟店は、免税サービス利用料の負担者を加盟店自身又は免税購入対象者のいずれかとすることができます。ただし、加盟店は、免税サービス利用料の負担者を免税購入対象者ごとに選択することはできません。加盟店が免税購入対象者を負担者とすることを選択した場合、免税購入対

象者に対するリファンドは、消費税相当額から免税サービス利用料相当額を控除した額により行われるものとします。

3. 加盟店と当社らとの間の免税還付金支払債務、免税サービス利用料等の精算は、申込フォームその他の個別規程に定める精算サイクルに従って行うものとします。
4. 免税還付金支払債務は、加盟店による免税販売につき購入記録情報の国税庁の免税販売管理システムへの提供が成功した時点を起点として（第6条第2項に定める場合は、資金移動業者が同項に基づき免税還付金支払債務を免責的に引き受けたことを停止条件とします）精算の対象とするものとします。
5. 購入記録情報の提供が成功した後に、税関における持出確認が得られなかったこと、関係法令に定める期間内に税関の承認が得られなかったことその他の事由により免税が成立しないことが確定した場合、当社らは、当該確定の日を起点とする精算期間において、既に回収した返金原資相当額を加盟店に戻すものとします（第6条第2項に定める場合は、資金移動業者の事前求償権はその限度で消滅するものとします）。ただし、この場合であっても、当社らは、既に加盟店から受領した免税サービス利用料がある場合は、これを返還する義務を負わず、また加盟店は、未払いの免税サービス利用料の支払義務を免れないものとします。
6. 免税が成立した後に、免税購入対象者が所定の期間内に本人確認、返金先情報の登録その他必要な手続を完了しなかったこと、返金額が所定の最低送金額に満たないことその他当社らが免税購入対象者との間で定める利用規約所定の事由により免税購入対象者が返金を受ける権利を失ったときは、加盟店は、既に支払った返金原資相当額（資金移動業者から当社らに返還されたものを含みます。）の返還を請求することができず、当該金額は、当社らに帰属するものとします。
7. 当社らは、加盟店に対して通知することにより、加盟店に対して支払うべき金額と加盟店から受領すべき金額とを、いつでも対当額で相殺することができます。
8. 加盟店が当社らに対して支払うべき金額の支払を遅滞した場合、加盟店は、支払期日の翌日から支払済みまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社らに支払うものとします。

第**9**条（登録情報及びアカウントの管理）

1. 加盟店は、本サービスの利用のために当社らに登録した情報（商号、所在地、連絡先等を含みます。）に変更が生じた場合、遅滞なく当社ら所定の方法によりこれを変更するものとします。加盟店が当該変更を怠ったことにより通知の不到達その他の損害が生じた場合であっても、当社らは一切の責任を負いません。
2. 加盟店は、本サービスに係るアカウント及びパスワード等を、自己の責任において適切に管理するものとし、第三者にこれを利用させ、又は貸与、譲渡等をしてはなりません。
3. 当社らは、アカウント及びパスワード等を用いて行われた一切の行為を、加盟店自身の行為とみなすことができます。

第**10**条（禁止事項）

加盟店は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはなりません。

(1) 法令、本規約、個別規程又は資金移動業者規約に違反する行為

(2) 免税の要件を満たさない取引について、免税販売又はリファンドの対象として処理し、又は処理しようとする行為

(3) 虚偽の購入記録情報その他の虚偽の情報を提供し又は送信する行為

(4) 免税制度又は本サービスを不正に利用する行為（架空取引、転売目的の取引への関与その他の不正行為を含みます。）

(5) 当社ら、資金移動業者、免税購入対象者又は第三者の権利又は利益を侵害する行為

(6) 本サービスの運営を妨害し、又はそのおそれのある行為

(7) 本サービスを第三者に再提供し、又は本サービスに係る権利を第三者に利用させる行為

(8) その他当社らが不適切と判断する行為

第**11**条（加盟店情報の収集、保有及び利用）

1. 当社らは、本サービスの提供、審査、管理、与信判断、不正の防止その他本サービスの運営に必要な範囲で、加盟店及びその役員に関する情報（商号、代表者、所在地、連絡先、取引情報、本サービスの利用状況等を含みます。）を収集し、保有し、利用することができます。
2. 当社らは、前項の情報を、本サービスの提供のために必要な範囲で、資金移動業者その他の業務委託先及び提携先に提供することができるものとし、加盟店は、あらかじめこれを承諾するものとします。

第**12**条（購入記録情報の提供等）

1. 加盟店は、スマレジに対し、購入記録情報の提供等を委託し、これに必要な代理権をスマレジに授与するものとします。
2. 加盟店は、購入記録情報の提供等の方法に関し、消費税法その他の関係法令に基づき、納税地の所轄税務署長に対して必要な届出を行う責任を負うものとします。
3. 加盟店は、購入記録情報の提供等に必要な情報（免税購入対象者の旅券情報を含みます。）を、自らの責任において正確に取得し、スマレジに提供するものとします。

第**13**条（個人情報の取扱い及び秘密保持）

1. 加盟店及び当社らは、本サービスに関して取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の法令及び各自のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。当社らによる個人情報の取扱いは、当社らが別途定めるプライバシーポリシーによります。
2. 加盟店及び当社らは、本サービスに関して相手方から開示を受けた秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいせず、本サービスの利用又は提供の目的以外に利用しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合及び本サービスの提供のために業務委託先又は提携先に開示する場合はこの限りではありません。
3. 前項の定めは、本契約終了後3年間有効に存続するものとし、第1項の定めはその後も更に有効に存続するものとします。

第**14**条（保証の制限）

1. 当社らは、当社らが別途明示する場合を除き、本サービスについて、特定の目的への適合性、完全性、正確性、有用性、継続性その他一切の事項を保証しません。
2. 当社らは、次の各号に掲げる事由に起因して加盟店に生じた損害について、当社らに故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
   (1) 加盟店が入力した購入記録情報の誤り又は不足
   (2) 免税購入対象者による返金先情報の未登録、誤登録又は登録の遅延
   (3) 税関の持出確認が得られなかったことその他免税が成立しなかったこと
   (4) カード会社、QRコード決済事業者、資金移動業者その他の関係事業者の処理に起因する返金の遅延又は不能
   (5) 国税庁の免税販売管理システム、税関のシステムその他の外部システムの障害、変更又は停止
   (6) 天災地変、不可抗力、通信回線・機器等の障害その他当社らの責めに帰すことのできない事由
3. 債務不履行責任、不法行為責任その他の請求原因の如何を問わず、当社らが加盟店に対して負う損害賠償責任は、当社らの故意又は重過失による場合を除き、加盟店に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られ、特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含みません。その損害賠償の総額は、損害発生の原因となった事由が生じた月の直近1か月間に加盟店が当社らに対して支払った免税サービス利用料の合計額を上限とします。
4. 加盟店は、本規約に違反し、又は加盟店の責めに帰すべき事由により当社ら又は資金移動業者に損害を与えた場合、当社ら又は資金移動業者に対して、当該損害を賠償するものとします。
5. 加盟店は、本サービスの利用に伴い第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社らは当該紛争について一切の責任を負いません。

第**15**条（契約期間、解約及び解除）

1. 本契約は、次項以下に基づき解約又は解除される時まで有効に存続するものとします。
2. 加盟店は、当社ら所定の方法により当社らに通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。ただし、既に発生した債務（免税還付金支払債務及び免税サービス利用料支払債務を含みますが、これに限られません。）の履行を免れることはできません。
3. 当社らは、加盟店が本規約第4条第2項ただし書の各号のいずれかに該当した場合又は本規約のいずれかの条項に違反した場合、催告その他何等の手続を要することなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 本契約が終了した場合であっても、終了前に生じた免税還付金支払債務の処理及び返金原資の精算に関する規定は、当該処理及び精算が完了するまでなおその効力を有するものとします。

第**16**条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店及び当社らは、自ら並びに自己の親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員（以下併せて「関係者」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴ

ロ、特殊知能暴力集団その他これに準じる反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではなく、併せて反社会的勢力等を利用し又は反社会的勢力等と連携しての行為若しくは活動に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 加盟店及び当社らは、相手方に対し、自ら、自らの関係者又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

   (1)暴力的な要求行為

   (2)法的な責任を超えた不当な要求行為

   (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

   (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

   (5)その他前各号に準ずる行為

3. 加盟店及び当社らは、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

4. 加盟店又は当社らは、前項に基づき本契約が解除された場合、当該解除により生じる損害について相手方に対して一切の請求を行わず、相手方に生じる一切の損害についてはこれを賠償するものとします。

第**16**条の**2**（外為法等に関する特約）

1. 加盟店は、当社らに対し、本契約の締結時において、加盟店並びにその役員及び実質的支配者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

   (1)外国為替及び外国貿易法その他の法令に基づく資産凍結等の措置の対象となる者（告示等により個別に指定された者のほか、法令上当然に当該措置の対象となる者を含みます。以下「制裁対象者」といいます。）

   (2)制裁対象者により直接又は間接に実質的に支配されている法人その他の団体

   (3)北朝鮮の居住者又は北朝鮮の居住者により実質的に支配されている法人その他の団体

   (4)国際連合安全保障理事会決議に基づく経済制裁の対象となる者

2. 加盟店は、本サービスを、外国為替及び外国貿易法その他の法令により禁止され、又は許可等を要する支払等又は取引に利用しないことを確約します。これには、加盟店が制裁対象者のために行うもの、及び北朝鮮若しくはイランの核関連計画等に寄与する目的で行うものを含みます。ただし、免税購入対象者その他の受取人が制裁対象者であることにより禁止され、又は許可等を要するものについては、加盟店がそのことを知りながら行うものに限ります。
3. 加盟店は、前2項の表明若しくは確約に反する事実が生じた場合、又はそのおそれがあることを知った場合には、直ちに当社らに通知するものとします。

4. 当社ら及び資金移動業者は、第1項及び第2項に関する確認のため、加盟店に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。加盟店は、当社らが当該確認のために加盟店に関する情報を資金移動業者に提供し、資金移動業者が当該情報を制裁対象者のリストその他の情報と照合することに同意します。
5. 当社らは、加盟店が第1項若しくは第2項の表明若しくは確約に違反し、若しくはそのおそれがあると合理的に判断した場合、又は加盟店が前項の求めに正当な理由なく応じない場合には、何らの催告を要することなく、リファンドの保留、本サービスの全部若しくは一部の停止、又は本契約の解除をすることができます。この場合、当社らは、これにより加盟店に生じた損害を賠償する責任を負わず、加盟店は、当社ら又は資金移動業者に生じた損害を賠償するものとします。

第**17**条（期限の利益の喪失）

加盟店が本規約第4条第2項ただし書の各号のいずれかに該当した場合又は本規約のいずれかの条項に違反した場合、加盟店は、催告その他何等の手続を要することなく当然に本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当社らに対する債務を弁済するものとします。

第**18**条（返金原資の回収が困難な場合の取扱い）

1. 当社らが加盟店から返金原資相当額の全部若しくは一部を回収できなかった場合又は回収できないおそれがあると当社らが判断した場合、当社らは、加盟店に対する本サービスに係る新たな免税販売の受付（購入記録情報の登録を含みます。）を、催告その他の手続を要することなく直ちに停止し、又は本契約を解除することができるものとします。なお、本条の措置は、既に成立した免税販売に係る免税購入対象者へのリファンドに影響を及ぼすものではありません。
2. 前項の場合において、当社らは、加盟店の状況その他の事情を勘案し、当社らの裁量により、当社らが指定する方法による返金原資相当額の支払を認め、又は支払について猶予を与えることがあります。この場合であっても、当社らは、いつでも前項の受付停止又は本契約の解除をすることができるものとします。
3. 第1項に基づく受付停止又は本契約の解除によって加盟店に損害が生じた場合であっても、当社らは一切の責任を負いません。また、加盟店は、本契約が解除された場合といえども、既に発生した返金原資相当額の支払義務その他の債務の履行を免れることはできません。

第**19**条（本サービスの変更、停止及び終了）

1. 当社らは、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止することができます。
   (1) 本サービスに関する設備の保守又は点検を行う場合
   (2) 設備の故障、通信回線の事故等により本サービスの提供が困難となった場合
   (3) 火災、停電、天災地変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
   (4) 関係法令の改正、行政官庁の指導その他の事由により本サービスの提供が困難となった場合
   (5) その他当社らが必要と判断した場合

2. 当社らは、当社らの判断により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を終了することができます。本サービスの提供を終了する場合、当社らはあらかじめ加盟店に通知するものとします。
3. 当社らは、前各項により本サービスを停止し、変更し又は終了したことに関して加盟店に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第**20**条（再委託）

当社らは、本サービスに関する業務の全部又は一部を、自らの判断により第三者に再委託することができるものとし、加盟店は、あらかじめこれを承諾するものとします。

第**21**条（権利義務の譲渡禁止等）

1. 加盟店は、当社らの書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。
2. 加盟店は、当社らが、本サービスの提供に伴い生じる返金原資に係る債権その他本契約に基づく債権を、資金移動業者その他の第三者に譲渡し、又は当該第三者に債務を引き受けさせることについて、あらかじめ承諾するとともに何等の異議を述べないものとします。
3. 当社らは、合併、会社分割その他の組織再編を行い、又は本サービスに係る事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他方法を問いません。）することに伴い、本契約上の地位、本規約に基づく権利義務及び加盟店に関する情報を当該第三者に承継させることができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第**22**条（通知）

本サービスに関する当社らから加盟店への通知は、当社らのウェブサイトへの掲示、電子メールの送信その他当社らが適当と判断する方法により行います。電子メールの送信又はウェブサイトへの掲載により通知を行う場合、当該通知は、発信又は掲載がなされた時点から効力を生じます。

第**23**条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、加盟店及び当社らは、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決を図るものとします。

第**24**条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は、日本語を正文とし、その成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本規約又は本サービスに起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年7月1日　制定
2026年10月28日　改正

株式会社スマレジ

株式会社スマレジペイメント